

検索

社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、**あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした保険料を申告書第二表「⑥社会保険料控除」欄**に記入します。また、その合計額を**申告書第一表⑥欄**に転記します。

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料
国民年金保険料、国民年金基金の掛金 など

※ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

寡婦・寡夫控除（あなたが寡婦か寡夫である場合の控除）

該当する控除額を**申告書第一表⑩欄**に記入します。また、**申告書第二表「⑩～⑪本人該当事項」欄**の該当する箇所をチェック（✓）します。

	区分(要件等)	控除額
寡婦	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成30年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子*のある方	27万円
	② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成30年分の合計所得金額が500万円以下の方	35万円
	③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成30年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円
寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成30年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子*のある方	27万円

※ 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

配偶者（特別）控除

あなたの合計所得金額（申告書第一表⑤欄）と配偶者の合計所得金額に応じた控除額は次のとおりです。

該当する控除額を**申告書第一表⑫～⑬欄**に記入し（配偶者特別控除を受ける場合は「区分」の□に「1」をあわせて記入）、また、**申告書第二表「⑫～⑬配偶者（特別）控除」欄**の該当箇所を記入します。

《配偶者（特別）控除額》

		あなたの合計所得金額（第一表⑤）			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除 対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

○同一生計配偶者
生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者又は白色事業専従者を除く。）で、合計所得金額が38万円以下である方

○控除対象配偶者
同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者

○老人控除対象配偶者
控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

※ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

あなたに同一生計配偶者がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えるときは、その配偶者の氏名・マイナンバー（個人番号）・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

扶養控除

控除対象扶養親族の区分に応じた控除額は、次のとおりです。**申告書第二表「⑭扶養控除」欄**の該当する箇所に記入します。また、控除額の合計額を**申告書第一表⑭欄**に記入します。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族	※1	38万円
特 定 扶 養 親 族	※2	63万円
老 人 扶 養 親 族	同居老親等 ※4	58万円
	同居老親等以外	48万円

※ 1 扶養親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）

※ 2 控除対象扶養親族のうち、平成 8 年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）

※ 3 控除対象扶養親族のうち、昭和 24 年 1 月 1 日以前に生まれた方(年齢が 70 歳以上の方)

※ 4 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方(老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。)

「平成□□年分」には、「30」と記入します。

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所
〇〇市△△町×-××-×

氏名
佐々木 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	額目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
雑	国民年金 厚生労働省	① 780,100 円	③ 0 円
雑	〇〇年金 〇〇組合	② 1,980,000 円	④ 42,882 円

源泉徴収票の内容を記入します（1 ページの源泉徴収票の①から④に対応しています。）。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の記入事項

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得等
申告書第一表⑳欄及び㉒欄に転記します。

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類 支払保険料 ⑦ 掛金の種類 支払掛金

社会保険料の計	⑤ 284,055 円	掛金の種類		支払掛金	
源泉徴収票のとおり		⑧ 小規模企業共済等掛金控除			
合計	284,055 円	合計			

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑨ 新生命保険料の計 ⑩ 旧生命保険料の計

新生命保険料の計		旧生命保険料の計	45,000 円
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
介護医療保険料の計			

⑪ 地震保険料の計 ⑫ 旧長期損害保険料の計

地震保険料の計	20,000 円	旧長期損害保険料の計	
---------	----------	------------	--

○ 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除

氏名	佐々木 太郎	生年月日	明・大 昭・平 27・6・1	配偶者控除	☒
氏名		生年月日		配偶者特別控除	☐

○ 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額

氏名		続柄		生年月日		控除額	
氏名		続柄		生年月日		控除額	
氏名		続柄		生年月日		控除額	
氏名		続柄		生年月日		控除額	

○ 扶養控除額の合計

扶養控除額の合計	
----------	--

○ 特例適用条文等

特例適用条文等	
---------	--

障害者控除（あなたや、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除）

該当する控除額を**申告書第一表⑰欄**に記入します。

区分	控除額	
	あなたが 障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族 が障害者の場合(1人につき)
障 害 者 ※1		27万円
特 別 障 害 者 ※2		40万円
同居特別障害者 ※3		75万円

※ 1 平成30年12月31日の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

※ 2 障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

※ 3 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方（老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。）

○ **申告書第二表⑱欄**に
障害者又は特別障害者
の方の氏名を記入します
（特別障害者か同居特別
障害者である場合には氏
名を○で囲みます。）。

生命保険料控除（新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算します。）

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	旧生命保険料 (合計)	旧個人年金保険料 (合計)
	円 A	円 B
① A B の金額	控除額	控除額
～25,000円	② A の金額 円	③ B の金額 円
25,001円～ 50,000円	④ A × 0.5 + 12,500円 円	⑤ B × 0.5 + 12,500円 円
50,001円～	⑥ A × 0.25 + 25,000円 (最高5万円) 円	⑦ B × 0.25 + 25,000円 (最高5万円) 円

●平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	新生命保険料 (合計)	新個人年金保険料 (合計)	介護医療保険料 (合計)
	円 E	円 F	円 G
① E F G の金額	控除額	控除額	控除額
～20,000円	② E の金額 円	③ F の金額 円	④ G の金額 円
20,001円～ 40,000円	⑤ E × 0.5 + 10,000円 円	⑥ F × 0.5 + 10,000円 円	⑦ G × 0.5 + 10,000円 円
40,001円～	⑧ E × 0.25 + 20,000円 (最高4万円) 円	⑨ F × 0.25 + 20,000円 (最高4万円) 円	⑩ G × 0.25 + 20,000円 (最高4万円) 円
合 計	⑪ ② + ⑤ (最高4万円) ⑧のAについて適用を受ける場合は、最高5万円※ 円 K	⑫ ③ + ⑥ (最高4万円) ⑨のFについて適用を受ける場合は、最高5万円※ 円 L	⑬ ④ + ⑦ (最高4万円) ⑩のGについて適用を受ける場合は、最高5万円※ 円 M

▶生命保険料控除額

生命保険料控除額 (K)+L+M	(最高12万円) 円 N
---------------------	-----------------

※ ⑫又は⑬の計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えば⑫の計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。
なお、この場合であっても、⑫+⑬+⑭の金額の合計額は12万円が限度となります。

地震保険料控除（保険契約の別に記入します。）

※ 1 地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払が証明された保険契約が2以上ある場合は、税務署にお尋ねください。

※ 2 保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※ 3 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

保険契約の区分	保険料の金額			
	(合計)			
	地震保険料のみの場合			
	地震保険料と旧長期損害 保険料の両方がある場合	地震保険料 旧長期損害保険料		
旧長期損害保険料のみの場合	(合計)			
	円			
A + B	円			
	円			
C + D	円			
	円			
D の金額	～10,000円	① D の金額 円		
	10,001円～	② D × 0.5 + 5,000円 (最高15,000円) 円		
E + G	円			
	円			
F の金額	～10,000円	③ F の金額 円		
	10,001円～	④ F × 0.5 + 5,000円 (最高15,000円) 円		
A + I	円			
	円			
地震保険料控除額 (H)+Jのいずれか多い方の金額		円 K		

○ ①の金額を**申告書第一表⑨欄**に転記します。

○ **申告書第二表「⑨地震保険料控除」欄**に次の金額を転記します。

- ・**「地震保険料の計」欄**には、①に②の金額を記入した場合は②の金額を、③に④の金額を記入した場合は③の金額を転記します。
- ・**「旧長期損害保険料の計」欄**には、⑤に⑥の金額を記入した場合は⑥の金額を、⑦に⑧の金額を記入した場合は⑦の金額を転記します。

医療費控除の適用を受ける方は、1 ページで控除額を計算します。

-2-